

## 軽自動車・バイクの

# 名義変更・廃車手続きはお早めに！

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更

更や廃車の手続きをお願いします。手続きをされない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続き先など異なりますのでご注意ください。

### ●問い合わせ・手続き

#### ○原付・農耕用車両

税務課市民税係 ☎75-21126

#### ○軽四輪・軽三輪・軽二輪（125cc超～250cc）

軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎050-3816-11754

#### ○自動二輪（250cc超）

九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-2082



## 軽自動車税の重課税率をご存知ですか？

●最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税率が適用されます。

地球環境を保護する観点から、最初（新車）の新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課税率が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

| 種別   |    | 最初の新規検査から13年経過した車両の税率 |
|------|----|-----------------------|
| 三輪   |    | 4,600円                |
| 四輪以上 | 貨物 | 営業用 4,500円            |
|      |    | 自家用 6,000円            |
|      | 乗用 | 営業用 8,200円            |
|      |    | 自家用 12,900円           |

※平成30年度は、最初（新車）の新規検査が平成17年3月以前の車両が対象です。（以後、対象年度が1年ずつ変わります）

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2116

## 年度末・年度始めは 土・日の窓口受付を行います

転入等の異動手続きが平日にできない人のために、年度末・年度初めの土・日は、市民生活課の窓口で、転入・転出・転居の手続きを受け付けます。

### 【開庁日時】

3月24日(土)・3月25日(日)  
3月31日(土)・4月1日(日)  
9時～12時まで

### 【取り扱い業務】

転入・転出・転居手続きと、それに伴う国民年金・国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続き。

引越しする場合は、必ず届出をしてください。なお、多久市に転入する場合は、前住所の市区町村が発行する「転出証明書」が必要です。なお、マイナンバーを使用する「特例転入」は受け付けできない場合があります。

また、新住所を記載しますので、マイナンバー通知カード（またはマイナンバーカード）も持参ください。

※来庁される際には、必ず顔写真付き本人確認書類（免許証等）をご持参ください。

※本人・世帯主以外が手続きされる場合、「委任状」が必要な場合があります。事前に問い合わせください。

## 引越しが決まったら

# 水道の届出もお忘れなく！

転入・転出などで引っ越しが決まったら、事前に水道の使用開始・使用終了の届け出が必要です。

### ＜転入・市内での引越しの場合＞

新しく入居が決まったら、事前に使用開始の届け出が必要です。水道を使用される前日の午前中までに水道課へ届け出てください。

なお、土・日・祝日の開栓は行っておりません。休日前の午前中までに水道課窓口に来ていただくか、電話での連絡をお願いします。

### ＜転居・転出の場合＞

届出は、平日に水道課で受け付けます。住民票の異動の届出等で市役所に来庁される時に、水道課にもお立ち寄りください。届出は、電話で行うこともできます。使用終了の届出が無いと、使用していても料金がかかりますので、使用終了日前の届出をお願いします。

問い合わせ 水道課 管理係 ☎75-3003

問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116